

令和3年4月26日

第24期

第10回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

令和3年4月26日午後2時00分、第24期第10回苫小牧市農業委員会総会市役所職員会館3階304号室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

農業委員	及川末男
	五十嵐堅司
	中岡亮太
	丹羽秀則
	野村真理子
	山内幸子
	今泉宏治

推進委員	寒河江一富
	佐久間貴子
	早勢光明
	堀勝
	山本まり子

事務局	遠藤局長
	久保主査
	竹澤主事
	松本事務員

農業水産振興課	平野主査
	福田主事

遠藤局長

定刻となりましたので、ただいまから第24期第10回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、出席委員数が7名全員の出席となっておりますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

<会長 挨拶>

会長には、引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長

それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員を指名させていただきます。2番五十嵐委員、3番中岡委員にお願いします。

これより、議案審議に入ります。

報告第1号「苫小牧市農業委員会事務局職員の任免について」事務局より説明してください。

久保主査

報告第1号「苫小牧市農業委員会事務局職員の任免について」～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの報告第1号「苫小牧市農業委員会事務局職員の任免について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については、承認することとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については、承認することに決定いたしました。

次に、報告第2号「令和3年度農業委員会費の予算について」事務局より説明してください。

久保主査

報告第2号「令和3年度農業委員会費の予算について」～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの報告第2号「令和3年度農業委員会費の予算について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第2号については、承認することとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第2号については、承認することに決定いたしました。

次に、報告第3号「再測量及び分筆による農地基本台帳の補正について」事務局より説明してください。

久保主査

報告第3号「再測量及び分筆による農地基本台帳の補正について」

～議案書を朗読し内容を説明。

なお、地番57番6に一部堆肥舎があることがわかっており、その部分については現在分筆の手続きを行っているところでございますので、次回の総会でご報告できると思います。

会 長

ただいまの報告第3号「再測量及び分筆による農地基本台帳の補正について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第3号については、承認することとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第3号については、承認することに決定いたしました。

次に、報告第4号「現況証明願いの専決処分について」2件ありますので、一括して事務局より説明してください。

久保主査

報告第4号の1「現況証明願いの専決処分について」

～議案書を朗読し内容を説明。

なお、当該地は、市街化調整区域内にあり、以前は農地でしたが、令和元年度の農地パトロールの結果、荒廃農地B分類と判定され第23期第26回総会において「非農地」と議決された土地であることから、現地調査を省略し「現況証明事務処理要領」第3条第5項

の規定により会長専決処分としたものでございます。

報告第4号の2「現況証明願いの専決処分について」  
～議案書を朗読し内容を説明。

なお、当該地は市街化調整区域内にあり、登記地目は山林、現況地目は畑でしたが、長年に渡り道路として利用されていたことから、現地調査を省略し「現況証明事務処理要領」第3条第5項の規定により会長専決処分としたものでございます。

会 長 ただいまの報告第4号の1及び2「現況証明願いの専決処分について」一括して、ご意見、ご質問はございませんか。

丹羽委員 ■■さんの道路の関係で、9ページの下の方面では、修正したつなりの道路用地から、上の方までまっすぐな道路になっていますが、現況もこういう状況になっているのでしょうか。

五十嵐委員 今、直している最中ですが、直してもまっすぐにならないと思います。局長、経緯をきちんと説明してください。

遠藤局長 はい、9ページの58のAのところの現況がどうなっているかということでしょうか。

丹羽委員 道路を直したって聞いたのですが、上とのつながりが、今はまだまっすぐにはなっていないのですね。この図面は修正してあるけど現況がどうなのかをお聞きしたい。

遠藤局長 はい、わかりました。現在はなっていないですが、この件については、総会後にどのようにやっていくかということ詳しく示したいと思っております。

丹羽委員 役所はやる気があるのですか。

遠藤局長 役所の方で今、調整していこうと考えております。

丹羽委員 その調整ってどういうことですか。

遠藤局長 ■■さんの土地を一部市と交換して調整していくということです。

丹羽委員 それは聞いていますが、上の方の道路がまっすぐにつながるように、役所が直す気があるかということを知りたいのです。

遠藤局長 59の1をまっすぐにするというのは、59の1と58の4をつなげるということではないのですか。

五十嵐委員 丹羽さんの質問は、■■さんの土地から先が図面では、まっすぐになっていますが、それを役所が直すかどうかということを知りたいのですよ。役所は直す気がないと思います。

丹羽委員                    そういうことを聞きたかったのです。

五十嵐委員                 仕方ないので我々もここを直したということです。

丹羽委員                    ■■■さん本人が測量しなかったらできなかったことで、多大なお金をかけてやっているのですよ。それを局長だってわかっていますよね。

遠藤局長                    はい。

丹羽委員                    だから、現況どおり、図面どおりにするのকাশないのかを聞いているのです。

遠藤局長                    58番1の左下のお話だと思って聞いてしまっていたのですが、そうではなくて、98の北側の話と、98の北側の道路とつなげるのかというお話でよろしいでしょうか。

五十嵐委員                 局長、あの、担当者呼んできてください。

遠藤局長                    今は道路担当を呼ぶことはできないのですが、後日対応させていただきます。

丹羽委員                    これについては、前からの懸案事項で、私もよく知っています。何回も言いますが、本人が多大なお金をかけて、測量をして、道路を直すのに、役所に何回折衝しても役所は何にもしなかったのですよ。だから、このところは図面どおりにまっすぐにするのকাশということですよ。全く役所は手をかけなかったのですよ。

                              これ。議事録残しておいてください。

                              測量するのに本人は何百万円もかけているのですよ。前から砂利入れたらだめだという事を主張していた。それを傍観して個人が測量を行ったからこういう風になった。だから、役所が上との道路のつながりを直すのকাশということを私は言いたかったわけですよ。そうでなければ変な道路になってしまうということです。委員会でこういう意見があったということに関係部局にちゃんと伝えておいてください。

遠藤局長                    はい。

会    長                    よろしいでしょうか。

                              その他、ご意見、ご質問はございませんか。

                              (各委員から「ありません」との声あり)

                              特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

                              (各委員から「はい」との声あり)

                              それでは、報告第4号1及び2については、承認することとして

よろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第4号1及び2については、承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「農地所有適格法人要件の確認について」2件ありますので、一括して事務局よりご説明をお願いします。

久保主査

議案第1号の1及び2「農地所有適格法人要件の確認について」～議案書及び確認書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第1号の1及び2「農地所有適格法人要件の確認について」一括してご意見、ご質問はございませんか。

先月、農業会議から文書が来ており、今年初めてきたというような話でしたが、北海道全体の一覧表には適格法人でありながらも報告書を提出していない適格法人が何十件とありました。苫小牧に関しては該当する法人はいないようでした。文書の最後には報告書を提出していない法人には、過料三十万円を科すという内容でありました。

野村委員

農地を所有している場合、報告書は提出するが当たり前で、あくまでも義務なのですよね。提出していないところの報告もありましたが、営業しているのに1年2年出さないでいることに関して、役所からの注意喚起というのはあるのですか。

また、このことに関して、農業委員の方から、注意しに伺った方がいいのか、役所が動くのか気になっていました。

遠藤局長

私共も把握しているところがあります。一つは、事業主がどこに行っているかわからないため、振興局とやり取りをして、どういう方法がいいかを確認しているところです。あと一件、休業しているところについては休業だけで、報告書は提出いただける回答を会社からもらっていますので、農業委員会総会でご報告させて頂きたいと思っています。

野村委員

あえて言わせていただいたのは、事業主がいないからと言っても、そこできちんと農業をしていて売上をあげて収益をあげている。そして、今年度も耕作の準備をして動いているのに、報告を2年3年しないでもいいものなのか、あえて地元の農業委員が行って注意すべきなのか、役所の方から注意していただくのか。提出しなくても営農ができるのだというのを続けられると、おかしいので

はないかと私は思っています。

遠藤局長           そちらの法人には、委員さんの方から言って頂くか、事務局の方で対応するか相談させていただければと思います。

丹羽委員           確認して頂きたいのですが、例えば、金額の数字（下3桁）が000の報告はありえないと思います。前にも話したことがあります、いい加減ではないけど、近いかもしれないが、こういうことは、野村さんが言ったように、もう少し正確に書いて出していただけませんかという注意をすることによって大体正確なものが出てくると思います。この委員会で、委員さんは意見を出すべきですよ。そして、出してないところについては事務局に動いてもらうということだと思います。松本さんどうですか。

松本事務員        出てこない時は必ず勧告書を出しています。  
                  ■■■■■については行方不明なので勧告しても出てこないこともあります。

丹羽委員           行方不明以外で現在営農していて出さないっていう場合はないのですか。

遠藤局長           提出が遅い時も必ず提出して下さいっていう、あなたの決算時期はこの時期なので、出せるはずですよということはこちらから通知しているところです。

丹羽委員           法人っていうのは意外と辞めたり、出てったりということがあるから、事務局がきちんと押さえて、出さないということにしないとダメだと思います。

五十嵐委員        報告書の提出をするかしないが過料の対象なのですか。虚偽報告っていうのもあるのですか。

遠藤局長           虚偽報告は調べてなかったのですが、今はわからないのですが、もしあればまた、報告させていただきます。あと、丹羽委員からの金額の数字（下3桁）000というところが、おかしいっていうことであれば、それについては、その法人に質問するっていうことはできると思っております。

丹羽委員           私は虚偽だとは言っていないよ。金額の数字（下3桁）000というのはおかしいのではないかということです。

遠藤局長           今回出してきた■■■■■さんには確認してみようと思います。

中岡委員           私の会社は最初、金額の数字（下3桁）000で出していたのです

が、なにかのタイミングで、おかしいでしょって言われて、決算書の数字をちゃんと出してくださいと言われました。それをちゃんとそのまま記載しています。

五十嵐委員  
遠藤局長  
会 長

出さない人は適格法人の取り消しみたいなことはあるのですか。取り消しまではいかないはずなのですが、調べさせてください。その他、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号の1及び2については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案1号の1及び2については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の策定について」3件ありますので、まず、議案第2号の1について事務局より説明してください。

久保主査

議案第2号の1「農用地利用集積計画の策定について」  
～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

なお、現地調査につきましては、農地保有合理化事業のため省略させていただきました。

会 長

ただいまの議案第2号1「農用地利用集積計画の策定について」  
ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号の1については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案2号の1については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号の2「農用地利用集積計画の策定について事務局より説明してください。

久保主査

議案第2号の2「農用地利用集積計画の策定について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの、議案第2号の2の説明に関連して、現地調査委員の野村委員からご報告があります。

野村委員 4月13日、申請者立会のもと、私の他5名の調査委員で現地調査をしましたが、農地利用集積計画の作成に支障のないことを確認しました。

以上でございます。

会 長 ただいまの議案第2号の2「農用地利用集積計画の策定について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号の2については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案2号の2については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号の3「農用地利用集積計画の策定について」について事務局より説明してください。

遠藤局長 議案第2号の3については、■■委員が当事者でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がありますので、審議の間、ご退席をお願いします。

～■■委員 退席～

久保主査 議案第2号の3「農用地利用集積計画の策定について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの、議案第2号の3の説明に関連して、現地調査委員の中岡委員からご報告があります。

中岡委員 4月13日、申請者立会のもと、私の他5名の調査委員で現地調査をしましたが、農地利用集積計画の作成に支障のないことを確認しました。

以上でございます。

会 長 ただいまの議案第2号の3「農用地利用集積計画の策定について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号の3については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案2号の3については、原案のとおり可決いたしました。

遠藤局長

退席されている■■委員に再度、会議に参加いただきますので、少しお待ちください。

～■■委員 着席～

会 長

それでは次に、議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局より説明してください。

久保主査

議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案3号については、原案のとおり可決いたしました。

以上で報告、議案は終了いたしました。

次に、その他(1)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について」事務局より説明してください。

久保主査

その他(1)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの その他（１）「農業経営基盤強化促進法第１８条第  
１項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について」ご意  
見、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、その他（１）を終了します。

次に、その他（２）「第２４期第１１回農業委員会総会開催につ  
いて」事務局より説明してください。

久保主査 その他（２）「第２４期第１１回農業委員会総会の開催について」  
～５月２７日（木）午後２時開催予定。

会 長 ただいま事務局から説明があったとおりとしてよろしいですか。  
それでは、第２４期第１１回農業委員会総会は５月２７日（木）  
午後２時から開催とすることに決定しました。

その他、事務局から何かございますか。

久保主査 ありません。

会 長 その他に委員の方からは何かございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

（各委員から「ありません」との声あり）

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

それでは第２４期第１０回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（午後３時２０分閉会）

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印